

クレジットカード利用時の 注意点！



クレジットカードを利用している場合には、カード会社から一定期間ごとに請求明細書が交付されます。

この請求明細書は、消費税法第30条第9項《仕入税額控除に係る請求書等の記載事項》に規定する請求書等に該当するのでしょうか。



クレジットカード会社はそのカードの利用者に交付する請求明細書等は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成・交付した書類ではありませんから消費税法第30条第9項に規定する請求書等には該当しません。

しかし、クレジットカードサービスを利用した時には、利用者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が「ご利用明細」等を発行しているのが通常です。

この「ご利用明細」等には、

- ①その書類の作成者の氏名又は名称
- ②課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)
- ④税率の異なるごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤その書類の交付を受ける者の氏名又は名称が記載されていること

が一般的であり、そのような書類であれば消費税法第30条第9項に規定する請求書等に該当することになります。

出典：国税庁HP/質疑応答事例/消費税より

